毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

する規程をここに公布する

平成22年 3 月30日

福島県病院事業職員の給与、

勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正

(病院総務課)

愊島県病院事業管理者

桓

勘

英

#

福島県病院局管理規程第

## 目 次

## 福島県病院局

○福島県病院局処務規程の一部を改

規程の一部を改正する規程 時間その他の勤務条件等に関する

## 島県病院局

福島県病院局処務規程の一部を改正する規程をここに公布する 平成22年 3 月30日

福島県病院事業管理者 桓 勘 英 #

# 福島県病院局管理規程第4号

# 福島県病院局処務規程の一部を改正する規程

福

福島県病院局処務規程(平成16年福島県病院局管理規程第2号) の一部を次のように

第16条第1項中「配達記録」を「特定記録」に改める。

項並びに同欄(病院総務課長特定専決事項)中」に、「で軽易なものについては」を 決事項の欄の共通専決事項の」を「課長専決事項の欄(共通専決事項)中」に、「並び 時間の割振り変更」を「4時間の勤務時間の割振り変更」に改め、同表備考中「課長専 に同欄の病院総務課長特定専決事項の」を 1、同欄(共通専決事項)中29に規定する にしいては」に改める 別表第1局長専決事項の欄20及び課長専決事項の欄(共通専決事項)23中「半日勤務

様式第4号中「配達記録」を 「特定記録」に改める

- 備考の改正規定及び様式第4号の改正規定は、公布の目から施行する この規程は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第16条の改正規定、
- 1 2 による用紙は、所要の調整をして使用することができる この規程の施行の際現に作成されている改正前の福島県病院局処務規程様式第4号

正する規程

○福島県病院事業職員の給与、 勤務

福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の 一部を改正する規程

島県病院局管理規程第3号)の一部を次のように改正する 福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程(平成16年福

別表第10の12の表中「午後零時30分」を「午後零時15分」に、 「午後1時」に改め、別表第10の11の表中「午後零時45分」を「午後零時30分」に改め、 め、別表第10の8の表中「午後零時15分」を「午後零時」に改め、別表第10の9の表中 の7の表中「午後零時15分」を「午後零時」に、「午後2時15分」を「午後2時」に改 め、別表第10の5の表及び6の表中「午後零時15分」を「午後零時」に改め、別表第10 時45分から」に、 の3の表中「午後零時から」を「午前11時45分から」に、「午後7時から」を「午後6 時から午後零時45分」を「午前11時45分から午後零時45分」に、 後零時45分から」に改める に、「午前6時から」を「午前5時45分から」に改め、別表第10の2イの表中「午後零 「午前10時45分から」に、 「午後6時から」を「午後5時45分から」に、「午後7時から」を「午後6時45分から 「午後零時15分」を「午後零時」に、 「午後零時45分」を 別表第10の1の表中「午後零時15分」を「午後零時」に改め、別表第10の2アの表中 「午後7時から」を「午後6時45分から」に、「午前2時15分」を「午前2時」に改 「午前 6 時から」を「午前 5 時45分から」に改め、別表第10の 4 の表 「午後零時30分」に改め、別表第10の10の表中「午後1時15分」 「午後6時から」を「午後5時45分から」に改め、別表第10 「午前11時から」を「午前10時45分から」に、 |午後1時から\_ |午前11時から」を 4

この規程は、平成22年4月1日から施行する

(病院総務課)

リサイクル適性@ この印刷物は、印刷用の紙クリサイクルできます。

再生紙を使用しています。

【定価 1 箇月 3,390円】

福 島株式会社 第 県刷 発行者 島 印刷所 印